

○外国人留学生授業料減免規定

昭和63年5月25日

学園659

改正 2021年4月1日

(目的)

第1条 この規定は、学園に在籍する外国人留学生に対し授業料減免(以下「減免」という)を行い、もって学業成就を助成することを目的とする。

(資格)

第2条 減免を受けることができる者は、大阪工業大学の学部もしくは大学院、摂南大学の学部もしくは大学院または広島国際大学の学部もしくは大学院の正規課程に在籍する外国人留学生とし、経済的理由により修学が困難であると認められる者とする。ただし、つぎの各号のいずれかに該当するものは除く。

イ 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に定める国費外国人留学生

ロ 外国政府の派遣する留学生

2 前項の外国人留学生で、つぎの各号のいずれかに該当するものは対象から除外する。

イ 入学金・授業料・教育充実費を除く仕送りが平均月額90,001円以上の者

ロ 出席日数を勘案し、学業継続の意志がないと認められる者

ハ 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者

ニ 留年(修業年限を超えて在籍)した者。ただし、休学および病気その他やむを得ない理由により留年した者は除く

ホ 学費減免規定により学費減免を受けている者

ヘ 摂南大学特別留学生の学費等の免除に関する取扱内規により、授業料・教育充実費が免除される者

(減免額)

第3条 減免額は、毎年度理事長が各学長の意見を聴いて決定する。

2 その他、理事長が特に認めた者については、前項の減免額を超えてできるものとする。

(期間)

第4条 減免の期間は、当該年度限りとする。ただし、次年度以降も継続して減免を希望し出願することができる。

2 前項ただし書の場合は、改めて第6条に定める出願手続を行わなければならない。

(人数)

第5条 減免の対象者となる人数は、毎年度理事長が各学長の意見を聴いて決定する。

(出願手続)

第6条 減免を希望する者は、所定の出願書類により当該大学の会計担当部署を経て、理事長に願い出なければならない。

(選考)

第7条 選考は、当該大学の選考委員会の議を経たうえ、各学長の意見を聴いて理事長が決定する。

(減免対象者の授業料の取扱い)

第8条 減免の決定を受けた者は、原則として、所定の学費の金額から授業料減免額を差し引いた額を納入するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項については、理事長が決定する。

(規定の改廃)

第10条 この規定の改廃は、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、昭和63年5月26日から施行する。
- 2 この改正規定は、2021年4月1日から施行する。